



2024年5月10日

各位

会社名：フジ日本精糖株式会社
代表者名：代表取締役社長 曾我 英俊
(コード番号 2114 東証スタンダード)
問合せ先：取締役執行役員企画管理本部長
大橋 高弘
(TEL. 03-3667-7811)

(開示事項の変更)

「従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部変更について

2024年3月26日に開示いたしました「従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」(以下「原開示」といいます。)につきまして、対象となる従業員の増員があった為、原開示の内容に一部変更が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更理由

譲渡制限付株式報酬の割当要件を満たす従業員数に変更があり、当社は、募集事項の変更について、本日、会社法第370条及び当社定款第27条に基づき決議(取締役会の決議に代わる書面決議)いたしましたので、関連数値を合わせて変更するものであります。

2. 変更の内容(変更箇所には下線を付して表示しております。)

[変更箇所1]

(変更前)

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年5月31日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 <u>29,000株</u>
(3) 処分価額	1株につき997円
(4) 処分価額の総額	<u>28,913,000円</u>
(5) 割当予定先	当社の従業員 <u>58名</u> <u>29,000株</u>

(変更後)

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年5月31日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 <u>29,500株</u>
(3) 処分価額	1株につき997円
(4) 処分価額の総額	<u>29,411,500円</u>
(5) 割当予定先	当社の従業員 <u>59名</u> <u>29,500株</u>

〔変更箇所 2〕

(変更前)

2. 処分の目的及び理由

当社は、「NEXT VISION 2040」として、2040年に向けた長期ビジョンを策定しております。当該長期ビジョンでは、ESG戦略において人的資本経営の推進を経営戦略の一つに掲げております。来期から5年間の第1次中期経営計画がスタートとなり、本制度の導入を「人的資本投資」と位置づけ、社員が株主・投資家の皆さまと同じ視点で考えることによる経営参画意識の醸成や、当社株式の長期的な株価向上による経済的な利益享受で共に豊かさを実現するなど利害関係を一致させることで、「ステークホルダー経営」の更なる推進と持続的な企業価値の向上につながると考えています。

上記目的から、所定の要件を満たす当社の従業員 58 名（以下「対象従業員」といいます。）に対して金銭債権合計 28,913,000 円については本自己株式処分として当社の普通株式 29,000 株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。これは、対象従業員1名につき、それぞれ当社の5単元の株式数である500株を付与するものです。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間を第一次中期経営計画の期間と同じ、5年と設定いたしました。

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

(変更後)

2. 処分の目的及び理由

当社は、「NEXT VISION 2040」として、2040年に向けた長期ビジョンを策定しております。当該長期ビジョンでは、ESG戦略において人的資本経営の推進を経営戦略の一つに掲げております。来期から5年間の第1次中期経営計画がスタートとなり、本制度の導入を「人的資本投資」と位置づけ、社員が株主・投資家の皆さまと同じ視点で考えることによる経営参画意識の醸成や、当社株式の長期的な株価向上による経済的な利益享受で共に豊かさを実現するなど利害関係を一致させることで、「ステークホルダー経営」の更なる推進と持続的な企業価値の向上につながると考えています。

上記目的から、所定の要件を満たす当社の従業員 59 名（以下「対象従業員」といいます。）に対して金銭債権合計 29,411,500 円については本自己株式処分として当社の普通株式 29,500 株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。これは、対象従業員1名につき、それぞれ当社の5単元の株式数である500株を付与するものです。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間を第一次中期経営計画の期間と同じ、5年と設定いたしました。

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

以上